

令和4(2022)年度
福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会

総 会 議 案 書

<報告事項>

1. 令和3(2021)年度 事業報告
2. 令和3(2021)年度 決算報告

<議 案>

1. 任期満了に伴う役員の選任について
2. 令和4(2022)年度 事業計画(案)について
3. 令和4(2022)年度 予算(案)について

福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会

報告事項 1：令和3(2021)年度 事業報告

4月	
5月	
6月	
7月	【31日】理事会(オンライン)開催
8月	
9月	
10月	【15日】阿武隈会報(第27号)発行・発送 【27日】阿武隈会総会(書面開催) ※懇親会は開催せず
11月	【30日】総会資料議決
12月	
1月	
2月	
3月	卒業記念パーティー(開催せず)

○総会：書面開催とし、議案書を阿武隈会ホームページに掲載した。

会員の皆様からの特段の質問、意見等はなく、議決頂いたものと判断した。(11月30日)

○懇親会・地域懇親会：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見送った。

○卒業記念パーティー：令和2年度に引き続き開催を見送ることとし、記念品としてクオカード及びエコバッグを作成・配付した。

○会報：10月15日付で発行し、会員に発送した。

<参考>

・11月5日～11日：令和3年度福島大学校友会総会(オンライン)開催

・ホームカミングデー：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web(Youtube 配信)開催に変更」

報告事項2：令和3(2021)年度 決算報告

令和3年度 福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会 一般会計決算書

(自)令和3年4月1日 ～ (至)令和4年3月31日

1. 収入の部

	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	比較増減 (決算-予算)	摘 要
(1) 入会金	4,200,000	4,180,000	△ 20,000	@20,000円×209名
(2) 繰越金	1,481,280	1,481,280	0	
(3) 雑収入	0	33	33	
(4) 学友会負担金(卒業記念パーティー)	200,000	0	△ 200,000	開催見送りのため
(5) 特別会計繰入金	0	0	0	
合 計	5,881,280	5,661,313	△ 219,967	

2. 支出の部

	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	比較増減 (決算-予算)	摘 要
(1) 事務費	3,050,000	1,822,966	△ 1,227,034	
①人件費	950,000	950,000	0	
②諸手当・旅費	30,000	17,680	△ 12,320	
③通信運搬費	600,000	646,683	46,683	
④印刷製本費	200,000	150,433	△ 49,567	
⑤消耗品費	30,000	40,540	10,540	コピー用紙、コピー代、ラベルシール等
⑥設備購入費	120,000	9,014	△ 110,986	
⑦名簿委託費	1,100,000	0	△ 1,100,000	契約に至らなかったため
⑧振込手数料	20,000	8,616	△ 11,384	
(2) 会議費	50,000	0	△ 50,000	
(3) 事業費	2,305,000	1,121,947	△ 1,183,053	
①会報発行印刷費	160,000	161,027	1,027	
②卒業記念パーティー費	1,350,000	579,200	△ 770,800	記念品作成(パーティー開催見送り)
③総会・懇親会費(福島)	160,000	0	△ 160,000	コロナ禍を考慮し開催見送り
④関東地区懇親会費	0	0	0	〃
⑤福大同窓会負担金	150,000	150,000	0	
⑥学類運営協力金	150,000	150,000	0	
⑦大学祭補助	20,000	12,500	△ 7,500	
⑧退学者会費返還	300,000	60,000	△ 240,000	退学者3名
⑨阿武隈会ホームページ運用	15,000	9,220	△ 5,780	
⑩支部設置推進費	0	0	0	
⑪入会記念費	0	0	0	
(4) 予備費	476,280	59,950	△ 416,330	
合 計	5,881,280	3,004,863	△ 2,876,417	

総収入：5,661,313円 － 総支出：3,004,863円 ＝ 残高：2,656,450円

※残高2,656,450円は、次年度繰越額として取り扱う。

令和3年度 福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会 特別会計決算書

(自)令和3年4月1日 ~ (至)令和4年3月31日

1. 収入の部

	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	比較増減 (決算-予算)	摘 要
(1) 入会金	2,100,000	2,090,000	△ 10,000	@10,000円×209名
(2) 繰越金	94,417,645	94,417,645	0	繰越金(旧一般会計積立金分を含む)
(3) 雑収入	25,000	26,025	1,025	利息(旧一般会計積立金分を含む)
合 計	96,542,645	96,533,670	△ 8,975	

2. 支出の部

	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	比較増減 (決算-予算)	摘 要
(1) 一般会計繰出金	0	0	0	
(2) 各種手数料	500	220	△ 280	残高証明書発行手数料
合 計	500	220	△ 280	

総収入: 96,533,670円 - 総支出: 220円 = 残高: 96,533,450円

※残高96,533,450円は、次年度繰越額として取り扱う。

監 査 報 告 書

令和3年度福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会一般会計及び特別会計決算について、収入・支出に伴う関係諸帳簿・関係証票等を慎重に監査した結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和 4 年 7 月 8 日

福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会

監 事 田 中 康 治

監 事 鈴 木 貴 士

第1号議案：任期満了に伴う役員を選任について

令和4年度・5年度の当会役員について、以下のとおりとする。

会 長：★小林 孝
副会長：★鈴木 敬 ★小椋純一郎 ★堀江 正樹
理 事： 渡邊 弘利 ★加藤 千里 矢内 祐樹 ★工藤 真之 ★香野 雅之
 小林 良平 若松 麗葉 齊藤 雅洋 高橋あゆみ 松本 学
 高橋 裕樹 須藤 達也
監 事： 田中 康治 鈴木 貴士

※新任委員はなし(全員継続)

※★は福島大学同窓会(全学同窓会)役員兼務者

[参考] 福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会規約(抄)

第7条 本会に次の役員を置く

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 理 事 若干名
- 四 監 事 2名
- 五 幹 事 若干名

第8条 ①役員の任期は2年とし、再任することができる。

第10条 役員を選出は、次の方法による。

- 一 会長、副会長及び監事は、総会で正会員の中から選出する。
- 二 理事は、正会員の中から会長が指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 三 幹事は、正会員の中から理事会が指名し、総会の承認を受けるものとする。

第2号議案：令和4(2022)年度 事業計画(案)について

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を見定めて都度判断することが前提になるが、事業計画上は一連の集合型イベントの開催を見込むこととする。

4月	
5月	
6月	
7月	【16日】第1回理事会(対面)開催
8月	
9月	
10月	
11月	【1日】阿武隈会報(第28号)発行・発送 【未定】阿武隈会総会・懇親会 【未定】東京懇親会
12月	
1月	
2月	【未定】第2回理事会開催
3月	卒業記念パーティー

第3号議案：令和4(2022)年度 予算(案) について

令和4年度 福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会 一般会計予算書(案)

(自) 令和4年4月1日 ~ (至) 令和5年3月31日

1. 収入の部

	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減 (R4予-R3予)	摘 要
(1) 入会金	4,200,000	4,200,000	0	@20,000円×210名
(2) 繰越金	1,481,280	2,656,450	1,175,170	
(3) 雑収入	0	50	50	
(4) 学友会負担金(卒業記念パーティー)	200,000	200,000	0	
(5) 特別会計繰入金	0	0	0	
合 計	5,881,280	7,056,500	1,175,220	

2. 支出の部

	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減 (R4予-R3予)	摘 要
(1) 事務費	3,050,000	3,880,000	830,000	
①人件費	950,000	950,000	0	
②諸手当・旅費	30,000	30,000	0	
③通信運搬費	600,000	700,000	100,000	
④印刷製本費	200,000	50,000	△ 150,000	会報発行に係る費用は(3)①に集約
⑤消耗品費	30,000	40,000	10,000	
⑥設備購入費	120,000	100,000	△ 20,000	
⑦名簿管理等委託費	1,100,000	2,000,000	900,000	名簿管理及びホームページ運用等委託
⑧振込手数料	20,000	10,000	△ 10,000	
(2) 会議費	50,000	50,000	0	オンライン会議運用費
(3) 事業費	2,305,000	2,950,000	645,000	
①会報発行費	160,000	350,000	190,000	会報発行、発送用封筒印刷・封入
②卒業記念パーティー費	1,350,000	1,270,000	△ 80,000	パーティー開催、記念品(エコバック)作成
③総会・懇親会費(福島)	160,000	300,000	140,000	
④関東地区懇親会費	0	500,000	500,000	
⑤福大同窓会負担金	150,000	150,000	0	
⑥学類運営協力金	150,000	150,000	0	
⑦大学祭補助	20,000	20,000	0	
⑧退学者会費返還	300,000	200,000	△ 100,000	
⑨阿武隈会ホームページ運用費	15,000	10,000	△ 5,000	(1)⑦に統合予定
⑩支部設置推進費	0	0	0	学類説明会の開催予定がないため
⑪入会記念品費	0	0	0	在庫がなくなったら計上(直近はR2)
(4) 予備費	476,280	176,500	△ 299,780	
合 計	5,881,280	7,056,500	1,175,220	

総収入：7,056,500円 - 総支出：7,056,500円 = 残高：0円

**令和4年度 福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会
特別会計予算書(案)**

(自) 令和4年4月1日 ~ (至) 令和5年3月31日

1. 収入の部

	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減 (R4予-R3予)	摘 要
(1) 入会金	2,100,000	2,100,000	0	@10,000円×210名
(2) 繰越金	94,417,645	96,533,450	2,115,805	繰越金(旧一般会計積立金分を含む)
(3) 雑収入	25,000	25,000	0	利息(旧一般会計積立金分を含む)
合 計	96,542,645	98,658,450	2,115,805	

2. 支出の部

	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減 (R4予-R3予)	摘 要
(1) 一般会計繰出金	0	0	0	
(2) 各種手数料	500	500	0	残高証明書発行手数料
合 計	500	500	0	

総収入：98,658,450円 - 総支出：500円 = 残高：98,657,950円

<一般会計予算書(案) 補足説明>

2. 支出の部

- 会報の印刷費及び発送に要する封筒の印刷費、並びに封入に係る経費を「(3)①会報発行費(会報発行印刷費から名称を変更)」に集約している。
- 名簿管理及びホームページ運用を一括して委託する方針とし、係る経費を「(1)⑦名簿管理等委託費(名簿委託費から名称を変更)」に計上している。
- 総会・懇親会(福島)、関東地区懇親会及び卒業記念パーティーについては、現段階で開催の可否についての判断が困難であるため、金額を精査の上、予算計上している。

福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会規約

第1章 総則

第1条 本会は、福島大学行政政策学類同窓会阿武隈会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦と母校の隆盛を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の連絡及び互助に関する事項
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 その他本会の目的を達成するために有益な事項

第4条 本会は、事務局を福島大学行政政策学類内に置く。

第5条 ①本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

②支部規約は、各支部において定める。

第2章 会員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 福島大学行政政策学類及び行政社会学部卒業生、並びに福島大学大学院地域政策科学研究科終了生
- 二 準会員 福島大学行政政策学類及び福島大学大学院地域政策科学研究科在学学生
- 三 特別会員 (1)福島大学行政政策学類・行政社会学部現旧教官
(2)福島大学行政政策学類・行政社会学部に特に関係あるもので、理事会において推薦された者

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名
- 五 幹事 若干名

- 第8条 ①役員任期は2年とし、再任することができる。
②補欠として選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
③役員は、任期終了においても、後任が決定するまでの任務を行うものとする。

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 三 理事は、本会の運営に関する事項を処理する。
- 四 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 五 幹事は、理事を補佐し、本会事業の運営にあたり、理事会と緊密に連携する。

第10条 役員選出は、次の方法による。

- 一 会長、副会長及び監事は、総会で正会員の中から選出する。
- 二 理事は、正会員の中から会長が指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 三 幹事は、正会員の中から理事会が指名し、総会の承認を受けるものとする。

第4章 会議

第11条 ①本会の会議は、総会及び理事会とする。

- ②総会における決議は、出席正会員の過半数をもって議決する。
- ③理事会における決議は、出席者の過半数をもって議決する。

第12条 総会は、本会の最高議決機関として、毎年1回開催する。但し、理事会が必要と認めたと
き、会長は臨時総会を開催しなければならない。総会において行う事項は、次のとおりである。

- 一 会務の報告
- 二 会計の承認
- 三 役員選出及び承認
- 四 その他、必要な事項

第13条 ①理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が招集し開催する。

- ②理事会は、本会の会務に関する諸事項を決定する。

第5章 会計

第14条 ①本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入を持ってあてる。

- ②本会の会計は、一般会計と特別会計とし、一般会計は年間通常経費、特別会計は積立金とする。

- ③前二項に関する細則は別に定める。

第15条 正会員（準会員であった者を除く）は、入会金として1万円、会費として年2千円を毎年6月末まで納入しなければならない。但し、終身会費として2万円を納入した場合は、後の会費は徴収しないものとする。

第16条 準会員は、入学手続の際、入会金として1万円、終身会費として2万円を納入しなければならない。但し、外国人留学生については入会金及び終身会費を免除することができる。

第17条 既納の入会金及び会費は、原則として返還しない。ただし特別の事情がある場合は理事会の決議を経て返還することがある。

第18条 ①本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

②監事は年度末に一般会計及び特別会計の会計監査を実施し、監査の結果について、総会及び理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第6章 雑則

第19条 本会の会員は、転居、改姓、その他の異動について、本会事務局へ届け出るものとする。

第20条 本会規約の改正は、理事会がこれを発議し、総会の承認を得るものとする。

第21条 本会規約の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規約は平成4年3月25日より施行する。

（平成5年3月25日、平成7年8月19日、平成13年7月20日、平成16年9月25日、平成24年10月27日、平成29年10月21日、平成30年6月24日に一部改正）